

## 新田原飛行場に係る騒音区域等縮小(案)の見直しについて

師走の候、町民の皆様にはますますご清祥のこととお喜び申しあげます。

この度、九州防衛局から町長と議長に対し、新田原基地周辺騒音区域の見直しについて説明がありました。

その内容は、長年航空機騒音に悩まされ続け、我慢の限度を超えている町民の苦しみを全く無視しているものであり、到底受け入れられるものではありません。よって、12月2日、新田原基地周辺の2市3町の首長と議長で九州防衛局を訪れ、縮小(案)の見直しを強く求めました。

今後、国に対して町議会と一体となって町民の思いを訴えてまいります。

新富町長 土屋良文

### 国の説明内容

#### ①区域の見直し

○第一種区域（住宅防音工事対象区域）→ 縮小

面積： 約 12,000ha → 約 6,000ha	世帯数： 約 14,000 世帯 → 約 9,000 世帯
----------------------------	-------------------------------

今回の区域見直しでは、現在指定されている区域を全部解除（解除告示 3月予定）し、新たに区域の指定（指定再告示）を行います。この区域指定の際、新しい区域内に現に所在する住宅が住宅防音工事の対象となります。

※新たに指定された区域以外の住宅は、住宅防音工事の対象となりません。

○第二種区域（移転補償等の対象区域）→ 一部縮小、全体的に拡大

面積：約 640ha → 約 690ha	戸数：約 300 戸 → 約 700 戸
----------------------	----------------------

区域指定の際、新しい区域内に現に所在する建物等が移転補償等の対象となります。

#### ②解除区域の激変緩和措置

○第一種区域（住宅防音工事の対象区域）にある平成5年7月1日以前に建設された住宅で、住宅防音工事未実施の場合、一定の希望届受付期間（約1年6か月）に希望があった場合、市販防音サッシ交換等による住宅防音工事を実施する。

○第二種区域（移転補償等の対象区域）

移転補償等が未実施であった建物等についても、一定の希望届受付期間（約1年6か月）に希望があった場合、移転補償の対象となります。

問合せ：防災基地対策課  
（担当）<sup>ごとうともみ</sup>後藤朋巳 ☎33-6027